

計量法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、計量法（平成四年法律第五十一号）第百五十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。
計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第二第二号ロを次のように改める。

ロ 自動はかり

(1) ホッパースケール

ひょう量が二十キログラム以下のもの

十万六千六百円

ひょう量が百キログラム以下のもの

十一万三千八百円

ひょう量が五百キログラム以下のもの

十三万二千九百円

ひょう量が一トン以下のもの

十四万千七百円

ひょう量が一トンを超えるもの

十七万五千六百円

(2) 充填用自動はかり

最大充填量（充填用自動はかりを用いて一の容器又は包装に充填される最大質量をいう。以下(2)及び別表第四第二号ロ(2)において同じ。）が一キログラム以下のもの

最大充填量が十キログラム以下のもの

最大充填量が二十五キログラム以下のもの

最大充填量が百キログラム以下のもの

最大充填量が百キログラムを超えるもの

(3) コンベヤスケール

ベルトの長さが二十メートル以下のものであって、ベルトの速度が単速度のもの

八万千六百円

十万千四百円

十二万七千八百円

十六万七千七百円

十六万七千七百円にそ

の超える量が百キログ

ラムまでを増すごとに

六万百円を加えた額

十八万八千二百円

ベルトの長さが二十メートル以下のものであって、ベルトの速度が多速度又は可変速度のもの

二十三万九千九百円

ベルトの長さが五十メートル以下のものであって、ベルトの速度が単速度のもの

二十四万二千九百円

ベルトの長さが五十メートル以下のものであって、ベルトの速度が多速度又は可変速度のもの

三十三万四百円

ベルトの長さが五十メートルを超えるものであって、ベルトの速度が単速度のもの

二十四万二千九百円に

その超える長さが五十

メートルまでを増すご

とに五万四千六百円を

加えた額

ベルトの長さが五十メートルを超えるものであって、ベルトの速度が多速度又は可変速度のもの

三十三万四百円にその

超える長さが五十メー

(4) 自動捕捉式はかり

(i) 自動重量選別機

ひょう量が六百グラム以下のもの

ひょう量が五キログラム以下のもの

ひょう量が二十キログラム以下のもの

ひょう量が百キログラム以下のもの

ひょう量が百キログラムを超えるもの

(ii) (i)に掲げるもの以外のもの

ひょう量が六百グラム以下のもの

ひょう量が五キログラム以下のもの

トルまでを増すごとに
七万六千五百円を加え
た額

五万六千七百円

六万七百元

六万四千百元

八万六千二百円

八万七千八百円

四万四千元

四万八千元

ひょう量が二十キログラム以下のもの
ひょう量が百キログラム以下のもの
ひょう量が百キログラムを超えるもの

五万四千四百円
七万三千六百円
七万五千二百円

別表第四第二号ロを次のように改める。

ロ 自動はかり

(1) ホッパースケール

ひょう量が百キログラム以下のもの

百七十七万六千七百円

ひょう量が百キログラムを超えるもの

百九十九万八千七百円

(2) 充填用自動はかり

最大充填量（累積はかりにあつては「ひょう量」とする。以下(2)に

百七十四万六千七百円

おいて同じ。）が百キログラム以下のもの

最大充填量が百キログラムを超えるもの

百九十三万八千七百円

(3) コンベヤスケール

百五十四万五千五百円

(4) 自動捕捉式はかり

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

(ホツパースケール等の検定に係る手数料の額に関する特例)

第二条 令和五年四月一日前から取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されているホツパースケール、充填用自動はかり又はコンベヤスケールについて計量法第十六条第一項第二号イの検定を受けようとする者が納付しなければならない手数料の額に係る計量法関係手数料令第二条の規定の適用については、同条第三号中「同一の構造を有するものごとに、別表第四に掲げる金額と別表第二に掲げる金額に検定を受ける特定計量器の数を乗じて得た額との合算額」とあるのは、「別表第二に掲げる金額」とする。
(計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令の一部改正)

第三条 計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令(平成二十九年政令第百六十三号)の一部を次のように改正する。

附則別表の一の項中「平成三十四年四月一日」を「令和四年四月一日」に、「平成三十七年四月一日」を「令和七年四月一日」に改め、同表の二の項中「平成三十五年四月一日」を「令和五年四月一日」に、「平成三十八年四月一日」を「令和八年四月一日」に、「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

（計量法関係手数料令の一部を改正する政令の一部改正）

第四条 計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第六十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十四年四月一日」を「令和四年四月一日」に改める。